

(案)

令和7年度
「北九州市子どもを虐待から守る条例」
に基づく年次報告書

令和8年9月
北九州市

目 次

はじめに	1
1 児童虐待相談・通告等の状況(第4条～第8条・第16条関係)	2
(1)子ども総合センターの児童虐待相談・通告等	2
(2)区役所子ども・家庭相談コーナーの児童虐待相談対応件数	6
2 北九州市の体制(第4条・第10条・第11条関係)	7
(1)人材の確保及び拡充(第4条第3項、第10条、第11条)	7
(2)専門的な職員の育成(第4条第3項、第10条、第11条)	9
3 市の責務(第4条関係)	10
(1)子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動支援(第4条第1項)	10
(2)虐待の未然防止、早期発見に向けた関係機関等の人材育成支援(第4条第4項)	12
(3)要保護児童対策地域協議会の円滑な運営(第4条第5項)	13
(4)児童虐待防止等のための事例の分析、調査研究、検証の実施(第4条第6項)	15
(5)精神保健に関する相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第7項)	15
(6)学校における組織的対応が可能となる体制の整備(第4条第8項)	16
(7)相談窓口の充実(第4条第9項)	16
(8)広報及び啓発活動の実施(第4条第9項)	18
4 市民・保護者・関係機関等・事業者の責務(第5条～第8条関係)	20
(1)虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告・安全の確認等の協力 (第5条第2項、第3項、第6条第2項、第7条第2項、第8条)	20
(2)保護者の子どもの養育に際しての人権の尊重、子どもの心身の成長及び発達の促進 (第6条第1項)	20
(3)関係機関等による措置解除後の子どもの支援及び見守り等(第7条第3項、第4項)	20

(4)学校等による子どもの教育支援(第7条第5項)	21
(5)事業者における虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告(第8条)	21
5 情報の共有(第9条関係)	22
(1)通告受理機関における情報共有(第9条第1項)	22
(2)市から転出先地方公共団体への情報伝達(第9条第2項)	22
(3)市と警察の情報共有(第9条第3項)	22
6 虐待の未然防止(第12条・第13条関係)	24
(1) 市民、関係機関等及び事業者と連携した虐待の未然防止の取組(第12条第1項、第3項)	24
(2) 幼稚園、保育所等関係機関に対する、専門的知識及び技術の提供等の支援(第12条第2項)	27
(3)乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診等の活用(第13条第1項)	28
(4)乳幼児健診等の未受診等子どもの情報把握及び安全確認(第13条第2項)	28
7 児童虐待防止推進月間(第14条関係)	29
8 早期発見及び早期対応(第15条・第16条)	30
(1)市民、関係機関等及び事業者との連携(第15条)	30
(2)通告に係る対応	32
9 虐待を受けた子ども等に対する支援(第17条・第18条関係)	34
10 北九州市子どもを虐待から守る条例	35
参考 北九州市子ども基本条例	39

はじめに

北九州市では、平成31年4月1日に議員提案による「北九州市子どもを虐待から守る条例」が施行されました。

この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守るための施策を総合的に推進することにより、子どもの心身の健やかな成長に寄与することを目的としています。

本報告書は、条例第20条に基づき、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況について年次報告としてとりまとめ、議会に報告し、市民に公表するものです。

令和7年度は、児童福祉法が改正され、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定が整備されました。

北九州市においても、これらの施策に着実に取り組むとともに、これまでの児童虐待の未然防止の取組や早期発見・早期対応の取組についても、継続して実施しました。

今後とも北九州市の全ての子どもが虐待から守られ、愛される幸せを実感して生きていくことができるよう、市民、関係機関、事業者への条例の周知・啓発に努めるとともに、子どもを虐待から守るための施策を着実に推進してまいります。

1 児童虐待相談・通告等の状況(第4条～第8条・第16条関係)

参考として、一部に全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数等の統計情報を掲載しています。

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数等の統計情報は、例年、集計対象年度の翌年度後半(令和6年度分は令和8年1月)に公表されており、令和7年度分の統計情報は、令和8年8月時点では公表されていないため、本報告には掲載しておりません。

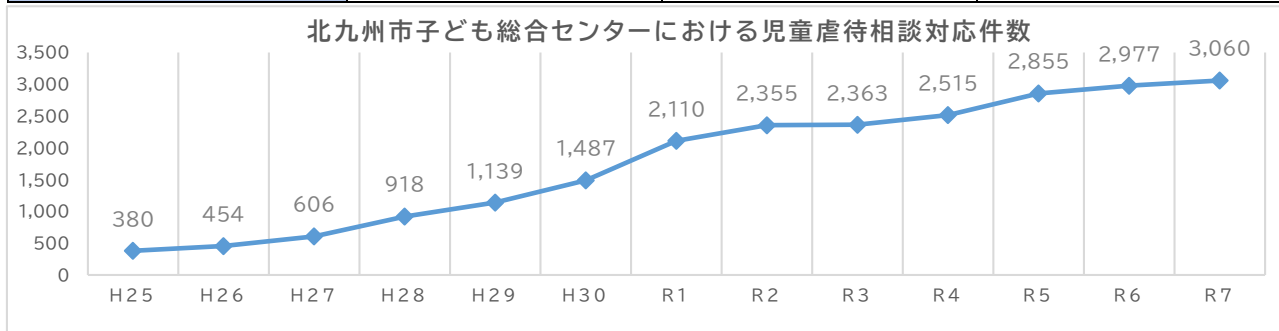
(1) 子ども総合センターの児童虐待相談・通告等への対応

ア 児童虐待相談・通告と児童虐待相談対応件数の推移

児童相談所における「児童虐待相談対応件数」とは、児童相談所が相談を受け、援助方針会議等の結果、児童虐待と判断して指導や措置等を行った件数です。

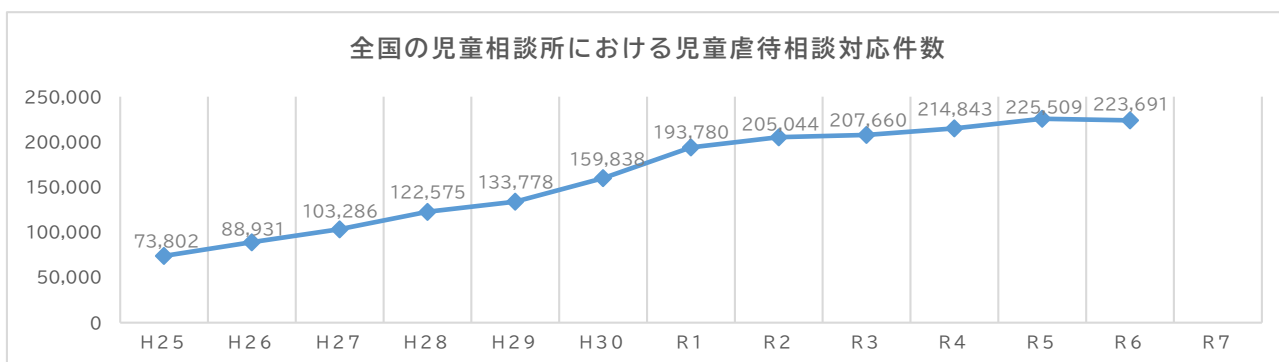
令和7年度の北九州市子ども総合センターにおける児童虐待相談対応件数は 3,060 件で、前年度より 83 件(2.8%)の増加でした。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童虐待相談・通告件数	2,955 件	3,061 件	3,204 件
児童虐待相談対応件数	2,855 件	2,977 件	3,060 件
児童虐待相談対応件数の 対前年度比較	340 件 (+13.5%)	122 件 (+4.3%)	83 件 (+2.8%)



【参考】全国の児童相談所における児童虐待相談・通告と児童虐待相談対応件数の推移

	令和5年度	令和6年度
児童虐待相談・通告件数	233,329 件	234,466 件
児童虐待相談対応件数	225,509 件	223,691 件
児童虐待相談対応件数の 対前年度比較	+10,666 件(+5.0%)	▲1,818 件(▲0.8%)



イ 児童虐待相談対応件数(虐待種別)

心理的虐待の割合が高く、全体の「62.2%」を占めています。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体的虐待	598 件 (20.9%)	705 件 (23.7%)	674 件 (22.0%)
性的虐待	30 件 (1.1%)	40 件 (1.3%)	26 件 (0.9%)
心理的虐待	1,872 件 (65.6%)	1,821 件 (61.2%)	1,903 件 (62.2%)
ネグレクト	355 件 (12.4%)	411 件 (13.8%)	457 件 (14.9%)
合 計	2,855 件	2,977 件	3,060 件

【参考】全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数(虐待種別)

	令和5年度	令和6年度
身体的虐待	51,623 件 (22.9%)	52,535 件 (23.5%)
性的虐待	2,473 件 (1.1%)	2,520 件 (1.1%)
心理的虐待	134,948 件 (59.8%)	133,024 件 (59.5%)
ネグレクト	36,465 件 (16.2%)	35,612 件 (15.9%)
合 計	225,509 件	223,691 件

ウ 児童虐待相談対応件数(主な虐待者別)

主な虐待者は、実母が最も多くなっています。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実父	1,160 件(40.6%)	1,132 件(38.0%)	1,318 件(43.1%)
実父以外の父	169 件(5.9%)	180 件(6.0%)	169 件(5.5%)
実母	1,349 件(47.3%)	1,502 件(50.5%)	1,447 件(47.3%)
実母以外の母	9 件(0.3%)	18 件(0.6%)	12 件(0.4%)
その他	168 件(5.9%)	145 件(4.9%)	114 件(3.7%)
合 計	2,855 件	2,977 件	3,060 件

エ 児童虐待相談対応件数(年齢群別)

未就学児童(0～6歳)と小学生(7～12歳)で、全体の78%を占めています。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0～6歳	1,223 件 (42.9%)	1,143 件 (38.4%)	1,268 件 (41.4%)
7～12歳	1,037 件 (36.3%)	1,053 件 (35.4%)	1,120 件 (36.6%)
13～15歳	415 件 (14.5%)	493 件 (16.5%)	458 件 (15.0%)
16歳～	180 件 (6.3%)	288 件 (9.7%)	214 件 (7.0%)
合計	2,855 件	2,977 件	3,060 件

オ 児童虐待相談対応件数(通告・相談経路別)

警察からの相談が1,480件で最も多く、48.4%を占めています。

次いで学校等428件、家族285件と続いています。

(単位:件)

	福祉事 務所等	児童 委員	児童福祉 施設等	警察等	医療 機関等	学校等	家族	親戚	近隣・ 知人	児童 本人	その他 (※)	合計
令和 5年度	62 2.2%	3 0.1%	138 4.8%	1,558 54.6%	69 2.4%	350 12.3%	192 6.7%	50 1.8%	311 10.9%	63 2.2%	59 2.1%	2,855
令和 6年度	65 2.2%	0 0.0%	120 4.0%	1,320 44.3%	94 3.2%	490 16.5%	340 11.4%	49 1.6%	302 10.1%	92 3.1%	105 3.5%	2,977
令和 7年度	101 3.3%	2 0.1%	100 3.3%	1,480 48.4%	96 3.1%	428 14.0%	285 9.3%	45 1.5%	280 9.1%	122 4.0%	121 3.9%	3,060

※ 上記「その他」は、「匿名」、「児童虐待又はそのおそれを発見した第三者」、「児童福祉施設等に分類されない児童関係事業所」等、他のいずれにも属さないものです。

【参考】全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数(通告・相談経路別)

(単位:件)

	福祉事 務所等	児童 委員	児童福祉 施設等	警察等	医療 機関等	学校等	家族	親戚	近隣・ 知人	児童 本人	その他 (※)	合計
令和 5年度	30,045 13.3%	74 0.1%	4,170 1.9%	116,673 51.7%	4,461 2.0%	17,636 7.8%	16,540 7.3%	2,656 1.2%	22,112 9.8%	3,147 1.4%	7,995 3.5%	225,509
令和 6年度	29,477 13.2%	72 0.1%	4,148 1.8%	115,670 51.7%	4,649 2.1%	19,024 8.5%	15,956 7.1%	2,836 1.3%	19,841 8.9%	3,394 1.5%	8,624 3.8%	223,691

カ 立入調査、警察の同行等の状況

令和7年度、立入調査、警察官の同行、臨検・搜索は、いずれも 0 件でした。

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
立入調査	通常の家宅訪問で子どもの安全確認ができない場合実施する(児童虐待の防止等に関する法律第9条)	0 件	0 件	0 件
警察官の同行	子どもの安全確認や一時保護を行う際に、警察署に警察官の同行を要請できる(同第10条)	0 件	0 件	0 件
臨検・搜索	立入調査が拒否された場合に、裁判官が発する許可状により子どもの住所若しくは居所を臨検・搜索する(同第9条の3)	0 件	0 件	0 件

キ 一時保護の実施状況(一時保護施設)

虐待による一時保護は、153 件でした。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
虐 待	152 件(39.1%)	172 件(46.8%)	153 件(41.1%)
その他養護	183 件(47.0%)	134 件(36.4%)	132 件(35.4%)
障 害	2 件(0.5%)	0 件(0.0%)	1 件(0.3%)
非 行	21 件(5.4%)	28 件(7.6%)	30 件(8.1%)
育 成	23 件(5.9%)	28 件(7.6%)	55 件(14.8%)
保健・その他	8 件(2.1%)	6 件(1.6%)	1 件(0.3%)
合 計	389 件	368 件	372 件

※延べ件数

ク 一時保護時の司法審査

児童の一時保護について、判断の適正性や手続きの透明性を確保するため、児童相談所長が7日(初日を含む)を超えて児童の一時保護を行うときは、一時保護を行うことについて、当該児童の親権を行う者又は未成年後見人全員の同意がある場合等を除いて、一時保護を開始した日の初日を含めて7日以内又は事前に、裁判官に一時保護状を請求することとされたもので、令和7年6月から施行されました。

令和7年度、裁判官に一時保護状を請求したものは「18件」でした。

ケ 児童虐待相談・通告への対応状況

児童虐待相談・通告に対応した結果、児童福祉施設入所措置を行ったものは20件、里親・ファミリーホームへ委託を行ったものは7件でした。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童福祉施設入所	10 件	16 件	20 件
里親委託	1 件	5 件	5 件
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	2 件	0 件	2 件

(2) 区役所子ども・家庭相談コーナーの児童虐待相談対応件数

各区役所に対応した児童虐待対応件数です。なお、令和7年度については、一部の区への児童福祉司兼務配置等の結果により、区役所での対応件数が増加しています。

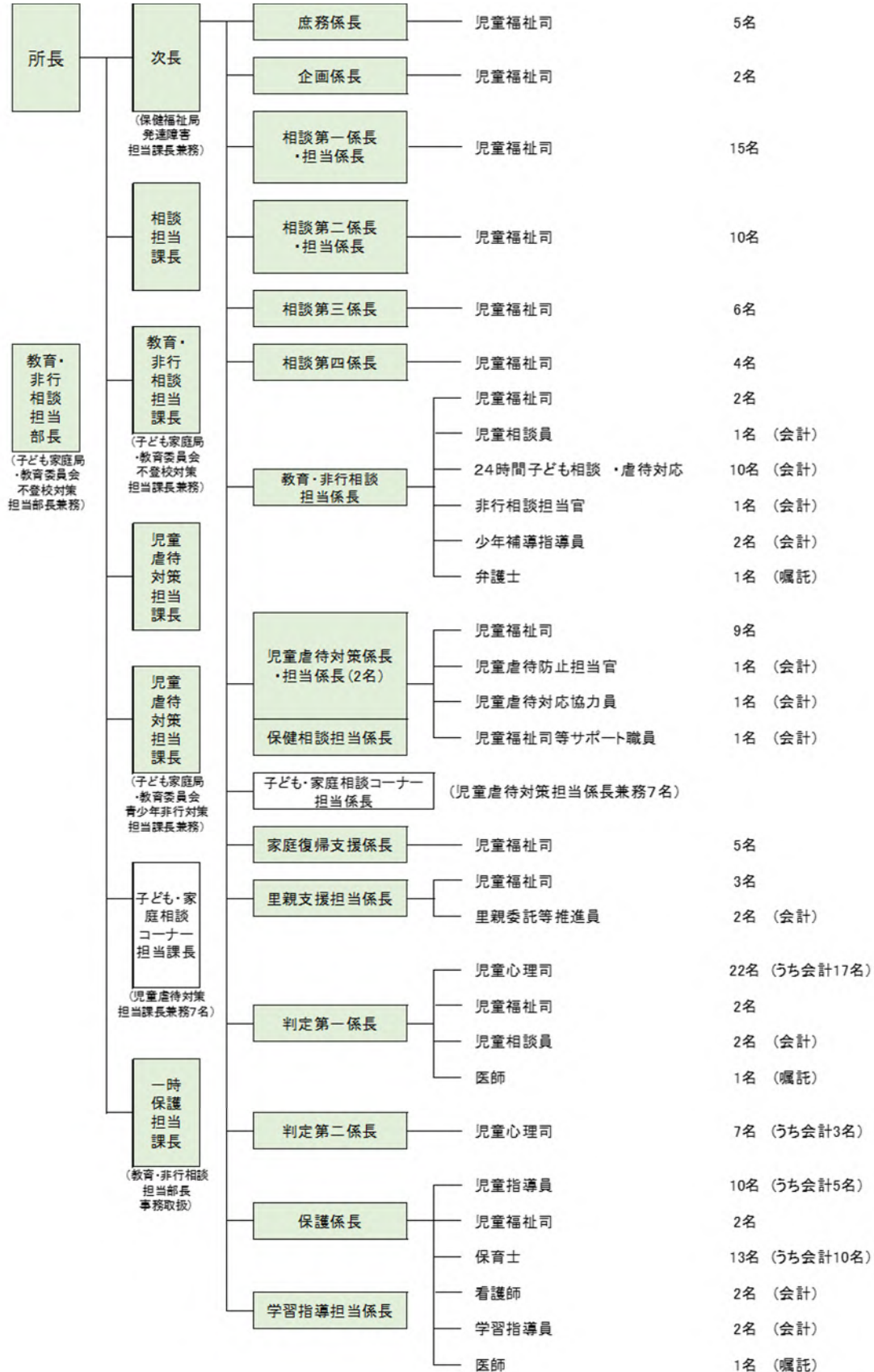
区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童虐待相談対応件数	916 件	970 件	1,761 件

2 北九州市の体制(第4条・第10条・第11条関係)

(1)人材の確保及び拡充(第4条第3項、第10条、第11条)

ア 子ども総合センター(児童相談所)の組織、構成 (令和7年4月25日現在)

総数 185 名〔うち正規職員 122 名(含兼務 14 名)、会計年度職員 60 名、嘱託医 2 名、嘱託弁護士 1 名〕



① 児童福祉司の体制強化の状況

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童福祉司配置人数	70人	74人	82人

② 民間の活用

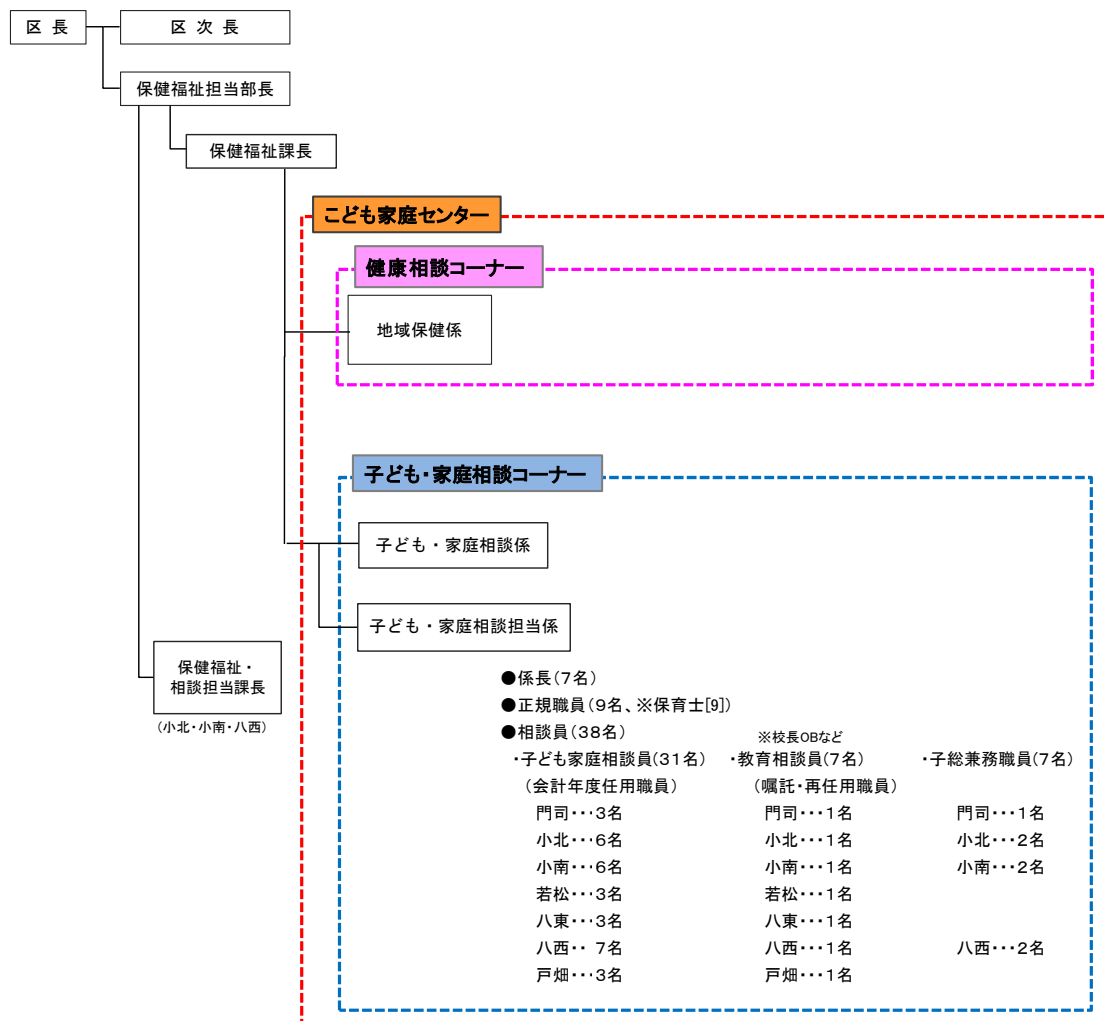
令和2年7月から、夜間の泣き声通告に対する児童の安全確認等、比較的軽度な事案の対応を民間委託することで、子ども総合センターの職員が重篤な案件に重点的に対応することができるようになりました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
民間委託による訪問調査件数	156件	152件	162件

※延べ件数

イ 区役所子ども・家庭相談コーナーの組織・構成

比較的軽度な児童虐待通告に対応するとともに、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け、ひとり親家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等それぞれの相談に応じた支援・対応を行いました。
(令和7年4月25日現在)



(2)専門的な職員の育成(第4条第3項、第10条、第11条)

ア 職員研修

児童虐待対応に携わる専門職員を育成するため、職員研修を実施しました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施回数	実施回数	実施回数
子ども総合センター職員法律研修	12回	12回	12回
区職員研修	11回	11回	11回

イ 法定研修

平成28年児童福祉法改正により義務付けられた、各種研修を実施又は受講しました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童福祉司任用後研修修了人数	24人	21人	23人
児童福祉司スーパーバイザー研修修了人数	4人	5人	3人
調整担当者研修修了人数	3人	2人	4人

3 市の責務(第4条関係)

(1)子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動支援

(第4条第1項)

ア 親子ふれあいルームの充実

子育て中の親と子が気軽に集い、相互に交流を図る場である親子ふれあいルームを運営し、施設の充実及び子育て相談、子育て関連情報の提供などの機能の充実を図りました。

また、市民センターをはじめ、子育て支援団体、育児サークル等と連携し、ネットワーク化を図るなど、地域における子育て支援に取り組みました。

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
開設数	16 か所	16 か所	16 か所
利用乳幼児数	31,779 人	34,904 人	35,234 人

※延べ人数

イ 赤ちゃんの駅登録事業

官民が協力して、乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行いました。

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
登録施設数	498 施設	511 施設	522 施設

ウ 育児サークル・フリースペース活動への支援

乳幼児の親同士が交流を通じて、自主的な活動を行えるよう育児サークルを支援しました。

また、自由に参加・利用できるフリースペースの活動を支援するとともに、地域で子育てをしやすいシステムづくり、仲間づくりを支援しました。

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
支援団体数	119 団体	107 団体	106 団体

エ 一時保育事業

保護者のパート就労や冠婚葬祭、育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所において保育しました。

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施箇所数	70 か所	69 か所	67 か所
利用人数	6,840 人	5,456 人	4,425 人

※延べ人数

オ 子育てサポーターの育成

子育てサポーター養成講座を実施し、市民センターを拠点として活動する新たな「子育てサポーター」を養成しました。

子育てサポーターは、子育てに関する保護者の悩みや不安の軽減を図るため、市民センターにおける「育児サークル」や「フリースペース」等での活動を支援しました。

また、子育てサポーターリーダー養成研修を行いました。

さらに、サポーター間の交流を深め、意見交換や情報交換を通して相互の連携・協力を図るため、交流会を実施しました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子育てサポーター登録者数	1,549 人	1,424 人	1,446 人

※実人数

カ 主任児童委員による子育て支援

住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民生委員・児童委員の中から、児童福祉に関する事項を専門的に担当するために選任された「主任児童委員」が、区役所や子ども総合センター、学校、教育委員会等の関係機関、区域を担当する民生委員・児童委員等と連携し、子育て支援に関する様々な活動を行いました。

- ① 見守りが必要な家庭への、学校や民生委員・児童委員との連携による訪問
- ② 支援が必要な子どもや家庭への、関係機関につなぐ橋渡し
- ③ 生後4か月までの乳児の居る家庭への全戸訪問の協力 など

キ シン・子育てファミリー・サポート事業

シン・子育てファミリー・サポートセンターにおいて、地域で子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人とで、ボランティア組織をつくり、会員同士で子どもの預かりや送迎など子育てサービスを行いました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
提供会員	725 人	775 人	806 人
依頼会員	2,631 人	2,761 人	2,799 人
両方会員	156 人	180 人	163 人

ク 産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業

安心して子育てができる支援体制の確保を図るため、家族などから家事や育児の支援が受けられない子育て世帯等に対して、市が委託した事業者からヘルパーを派遣し家事や育児などを支援しました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
産前産後子育て支援ヘルパー利用回数	1,322 回	1,238 回	1,655 回

※延べ回数

ケ 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者の疾病、冠婚葬祭、仕事の都合などのため、保護者による児童の養育が困難となった場合に、児童の一時的保育や生活指導、夕食の提供を行いました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ショートステイ利用人数	644人	1,777人	1,842人
トワイライトステイ利用人数	130人	0人	12人

※延べ人数

コ シルバー人材センターによる高齢者活用子育て支援事業

子育て経験の豊富なシルバー人材センターの会員が、子育て家庭を支援するため、シルバー人材センターの業務の一つとして、子守、保育所の送迎、保育補助、産前産後の手伝い等を実施しました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
就業人日	7,748人日	7,168人日	7,639人日

※延べ人日

サ 経済界との連携による学校支援事業

経済界との連携により、企業がもつ人材や経営のノウハウなどを生かし、出前授業や体験活動などに取り組みました。

① PTA活動活性化の支援

② 企業従業員の親学支援

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援対象校数	127校	127校	127校

※全小学校対象

(2) 虐待の未然防止、早期発見に向けた関係機関等の人材育成支援(第4条第4項)

ア 児童虐待防止医療ネットワーク事業

児童虐待の早期発見や、早期に適切な対応ができるよう、本事業の拠点病院に、児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等を行いました。

また、児童虐待が疑われる症例について、医師・看護師、警察、検察、児童相談所等が参加する事例検討会を開催するとともに、児童虐待の対応能力向上のための研修を実施しました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談対応件数	868件	915件	1,041件

※延べ件数

イ 保育カウンセラー事業

児童虐待の防止や早期対応、発達の気になる子どもへの支援等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが保育所等を訪問しています。児童のケアや保護者との対応について指導、助言するなど、保育所を支援するとともに、緊急事態等の発生時には、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、心のケアに努めました。

また、保育士等を対象に虐待対応に関する啓発として、研修や、条例パンフレットの配布を行いました。

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
対応回数	210 回	267 回	169 回

ウ 児童虐待対応リーダー養成研修会

児童虐待への適切な早期対応を行うため、保育所、学校等の職員を対象に「児童虐待対応リーダー」を養成するための研修を実施しました。

参加人数	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ライブ配信視聴者数	86 人	54 人	65 人
アーカイブ配信視聴回数	1,673 回	797 回	743 回

(3)要保護児童対策地域協議会の円滑な運営(第4条第5項)

ア 要保護児童対策地域協議会の概要

平成8年度に児童虐待防止事業の推進と機関相互の情報交換を目的として「北九州市児童虐待防止連絡会議」を設置し、年に2～3回代表者会議を開催してきました。「北九州市児童虐待防止連絡会議」を前身として、平成17年度に児童福祉法が改正されたのを機に、「北九州市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

この協議会は、児童虐待の予防、早期発見、迅速な対応及び児童の自立、家族の支援を図るための関係機関のネットワークを作り、協力体制の整備にあたることを目的としています。

(参考:北九州市要保護児童対策地域協議会のイメージ 次頁)

イ 市レベルの代表者会議

年2回開催し、児童虐待防止事業の推進に係る協議、各区要保護児童対策実務者会議の報告、各機関の取組の報告や情報交換等を行いました。

警察、医療機関、保育所、幼稚園、民生委員・児童委員、児童福祉施設、教育委員会、子ども総合センター、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関で構成されています。

開催 … 第1回(令和7年7月)・第2回(令和8年1月)

ウ 区レベルの要保護児童対策実務者会議

区ごとに年数回開催し、実際に活動する実務者である関係機関が集まり、援助ケースを総合的に把握するとともに、個別の援助内容等について協議しました。

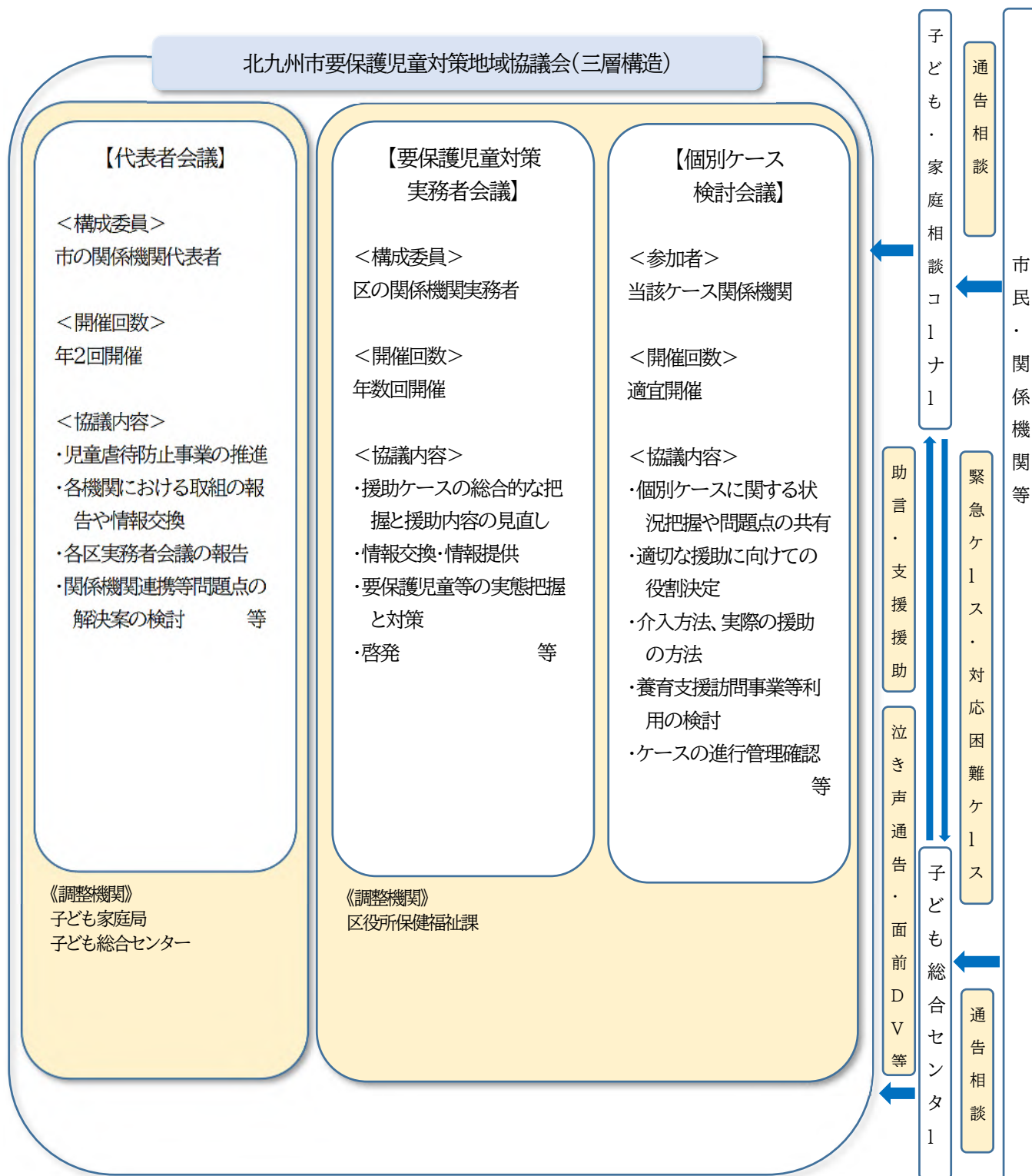
令和7年度 21回開催

エ 事例ごとの個別ケース検討会議

調整機関が中心となって随時開催し、ケース状況、問題点を共有し、適切な援助へ向けての役割分担等を行うとともに、援助内容の検討と確認を行いました。

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
事例検討数	403 件	496 件	536 件

～北九州市要保護児童対策地域協議会のイメージ～



(4)児童虐待防止等のための事例の分析、調査研究、検証の実施(第4条第6項)

ア 虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

平成24年3月及び平成30年5月に発生した児童虐待による死亡事例2例について、北九州市児童虐待事例等検証委員会を平成30年8月から5回開催して検証を行い、平成31年4月に報告書が提出されました。

令和元年度、関係部局が連携・協力し、この報告書に示された再発防止策に取り組み、令和2年6月、検証委員会に取組結果を報告し、令和3年1月の北九州市社会福祉審議会に、活動報告を行いました。

イ 虐待の未然防止及び早期発見のための事例研究

児童虐待の早期発見、早期対応につながる適切な対応ができるよう、地域の医療機関が中心となり児童虐待対応のネットワークづくりを行う児童虐待防止医療ネットワーク事業において、医師、看護師、警察、検察、子ども総合センター等が参加し、児童虐待が疑われる症例について、事例検討会を開催しました。(令和7年度 12回開催)

(5)精神保健に関する相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第7項)

ア 産後うつ対策

産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産後4か月までの家庭訪問時において、すべての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応しました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施件数	5,391 件	5,191 件	5,103 件
継続支援件数	289 件	263 件	238 件

※実件数

イ 妊産婦・乳幼児なんでも相談

育児不安の軽減を図るため、市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的に実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行いました。

また、講話などにより子育てに関する情報提供を行いました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催場所数	130 か所	130 か所	130 か所
参加人数	17,404 人	18,404 人	16,555 人

※延べ人数

ウ 妊娠・出産等に関する相談支援事業

妊娠や出産に関する相談体制を充実するため、不妊や不育症、予期せぬ妊娠などの悩みを抱える方を対象に、専門職が適切な情報提供をするなど、必要な支援につなぐ電話相談事業を実施しました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
妊娠相談ほっとね相談件数	115 件	114 件	131 件

※延べ件数

(6)学校における組織的対応が可能となる体制の整備(第4条第8項)

ア スクールカウンセラー活用事業

教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士・公認心理師を「心の専門家」として全ての中学校区(小学校126校、中学校63校)及び特別支援学校(8校)、市立高等学校に配置し、生徒指導上の諸問題等の解決を図りました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	50,706 件	54,150 件	61,428 件

※延べ件数

イ スクールソーシャルワーカー活用事業

長期欠席(不登校)やいじめ等の児童生徒に係る課題解消や児童虐待の対応のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒への直接的な働きかけとともに家庭環境への働きかけなど、福祉的視点から支援活動を行いました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援対象児童生徒数	608 人	700 人	646 人

※延べ人数

(7)相談窓口の充実(第4条第9項)

ア 子ども・家庭相談コーナー

区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度を適用したり、関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行いました。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施しました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	79,754 件	76,539 件	77,201 件

※延べ件数

イ 子ども総合センター

児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行いました。また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組みしました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談受付件数	7,733 件	7,176 件	8,115 件

※延べ件数

ウ 24時間子ども相談ホットライン

いじめ、不登校などの子どもの不安や悩み、保護者の子育てに関する悩みへの対応、児童虐待の緊急対応などを行うため、24時間体制で電話やメールによる相談を受け付けました。

また、相談につなぐため、「24時間子ども相談ホットライン」のPR用カードを、保護者向けと子ども向けに分けて作成し、毎年度、市内小中学校等に配付しています。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	4,288 件	5,316 件	4,656 件

※延べ件数

エ 児童虐待防止のための SNS 相談事業(親子のための相談 LINE)

児童虐待の未然防止や早期発見の観点から、子どもや保護者自身がより相談しやすくなるよう、SNS を利用した相談を実施しました。(令和4年11月28日開始)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	364 件	317 件	409 件

※延べ件数

オ 子育て支援総合コーディネーター

「子育て支援サロン“ぴあちえーれ”」に子育て支援総合コーディネーターを配置し、面接、電話やメールによる子育てに関する相談の対応を行い、必要な関係機関との連携、調整等の支援を行いました。令和7年度は育児講座1回、ミニ育児講座を10回開催しました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
電話相談件数	330 件	358 件	305 件
面接件数	315 件	538 件	391 件
メール件数	62 件	66 件	18 件

※延べ件数

カ ヤングケアラー相談支援事業

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐため、令和4年度に、これまでの区役所子ども・家庭相談コーナーでの支援に加え、「北九州市ヤングケアラー相談支援窓口」を開設し、相談対応や学校訪問(アウトリーチ)、関係機関への研修を実施しました。

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規相談数	35 人	21 人	25 人

※実人数

(8)広報及び啓発活動の実施(第4条第9項)

ア「北九州市子どもを虐待から守る条例」、「体罰等によらない子育て」等の市民への周知条例の内容や、「体罰の禁止」等について、次のとおり、広報啓発を実施しました。

(主な啓発活動)

	実施時期	啓 発 内 容
1	通年	本市ホームページで相談窓口をPR
2	通年	出前講演実施(41回 2,533人)
3	通年	「北九州市子どもを虐待から守る条例」パンフレット(以下「条例パンフレット」)、 「子どもを虐待から守るためのハンドブック」(以下「ハンドブック」)を配付 ・ 区役所、子ども総合センター、市民センター等で配付 ・ 出前講演、研修、会議等の際に配付 ・ 母子健康手帳交付時に体罰禁止チラシを配布 ・ 母親学級、4か月健診等でハンドブックを配布
4	6月1日	市政だより子育て応援ミニコーナー記事掲載
5	5～6月	包括連携協定締結企業(スーパー)での条例パンフレットの掲示
6	8月8日	児童虐待対応リーダー養成研修会を開催(オンライン)
7	10月1日	市政だより子育て応援ミニコーナー記事掲載
8	11月1～8日	小倉駅・黒崎駅のライトアップ色の変更(オレンジ色)
9	11月14～25日	北九州モノレール駅での啓発ポスター掲示
10	11月21日	児童虐待問題 市民講座を開催(オンライン配信 12月3日～1月31日)
11	11月	各区役所ロビー、市政テレビで啓発動画を放映
12	11月	・ ボートレース若松及び小倉競輪場場内でのポスター掲示、条例パンフレット、ハンドブック配布 ・ ボートレース若松及び小倉競輪場場内ビジョンでの啓発動画放映 ・ ボートレース若松出走表へのオレンジリボンマーク及び児童相談所虐待対応ダイヤル189掲載等
13	11月	包括連携協定締結企業(スーパー)等での啓発ポスター・チラシ掲示
14	11月	市立中央図書館・子ども図書館での啓発展示
15	11月	各区子ども・家庭相談コーナーでの周知・啓発

イ 児童虐待防止啓発用チラシの配布

相談対応件数が増加している面前 DV の防止を目的に、周知啓発チラシを区役所子ども・家庭相談コーナー等に配布しました。

ウ 子育てに関する情報発信の充実・強化

子育て中の方が、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、子育てに関する情報発信の充実・強化に取り組みました。

- ① 情報誌「北九州市こそだて情報」を発行し、子育て関連施設、市民センター等へ配布
- ② ホームページ「子育てマップ北九州」に子育てに関する様々な情報を掲載
- ③ 市公式SNS(X・Facebook・LINE)にて随時情報を配信
- ④ 「きたきゅう子育て応援アプリ」を用いた情報発信

エ 市政だより、市政テレビ、ホームページ、SNS等による子育てに関する情報提供

市政だより、市政テレビ、ホームページ、SNS等を活用し、より多くの市民に効果的に子育てに関する情報を提供しました。

- ① 市政だより、子育て支援活動・児童虐待問題市民講座などについて掲載(11月1日号)
- ② 市政テレビ(TNC テレビ西日本)にて、子育てに関する取組などについて放映
- ③ 市公式SNS(X・Facebook・LINE)にて随時情報を配信
- ④ 北九州市LINE公式アカウント上で、子育て情報へ簡単にアクセスできるように「子育て」に関するメニュー項目を用意

オ ヤングケアラーの周知・啓発

関係機関等と連携してヤングケアラーの早期発見に取り組むとともに、令和7年度は
・関係機関、地域住民等への、ヤングケアラーに関する出前講演の実施(13回 279人)
・「ヤングケアラー支援者研修会」の実施(オンライン配信10月16～31日、上映会10月22日)
・ヤングケアラー相談支援窓口について、ホームページ等で市民や関係機関へ周知啓発を行いました。

～ヤングケアラーについて～

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守り・声かけ・気づかいなどの情緒的ケアをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



障がいや病気のある家族に代わり、家計を支えるために働いている。



精神疾患やアルコール・薬物・ギャンブルなどの問題を抱える家族の情緒的ケアや周囲との調整などを行っている。



がん・難病のほか慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

《出典：子ども家庭庁ホームページ》

4 市民・保護者・関係機関等・事業者の責務(第5条～第8条関係)

(1)虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告・安全の確認等の協力 (第5条第2項、第3項、第6条第2項、第7条第2項、第8条)

子ども総合センターの児童虐待通告件数：3,204件(前年度比143件増)

(2)保護者の子どもの養育に際しての人権の尊重、子どもの心身の成長及び発達の促進 (第6条第1項)

ア 子どもの権利の周知・啓発

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」でうたわれた子どもの権利等を擁護し、子どもの利益を最大限に尊重していくことを目的に、子ども本人や保護者、子どもに関わる人たちなどに対し、令和7年度は下記のとおり周知・啓発を実施しました。

- ① 市ホームページに、子どもの権利条約に関するページを掲載
- ② 母子健康手帳(別冊の情報提供ハンドブック)に掲載
- ③ 「北九州市こそだて情報」等に子どもの権利条約について掲載
- ④ 市内小学校の6年生向けに、「子どもの権利」、「北九州市子ども基本条例」及び「北九州市こどもまんなかスイッチ！」の啓発ノベルティ(下敷き)の配布

イ 子どもの権利に関する説明及び意見聴取の実施

一時保護や里親委託・施設入所を開始する際、子どもが有する権利やその権利が侵害された時の解決方法等が書かれた「わたしの権利ノート」を提示し、子どもの年齢に応じた丁寧な説明を実施しました。

ウ 児童養護施設の子どもの権利擁護

施設に入所中の子どもが意見を表明できるように、相談員(アドボケイト)が施設を定期的に訪問して、子どもたちの声を聴く取組を令和2年度から行っています。また、アドボケイトの認知度向上のため、施設職員などに対して会議等の場でアドボケイトの活動説明を行いました。

(3)関係機関等による措置解除後の子どもの支援及び見守り等(第7条第3項、第4項)

ア 一時保護解除後の関係機関等の見守り

一時保護の解除後は、状況に応じて、子ども総合センターや子ども・家庭相談コーナーをはじめ、要保護児童対策地域協議会等において見守りを継続しました。

イ 児童養護施設等入所児童への運転免許取得費助成など自立支援事業

児童養護施設等の退所を控えた児童等を対象に、普通自動車運転免許取得費や就職に有利な資格取得費を助成することにより、児童の自立を支援しました。また、大学等の入学金等の助成を行い、進学希望に応えました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成額	13,385千円	13,672千円	13,807千円

ウ 社会的養護自立支援拠点事業(退所者に対する生活相談の実施等)

生活や就業上の問題を抱える児童養護施設等の退所者に対して、生活相談を実施し、生活面・就労面の支援を行いました。また、18歳到達後も、必要に応じて施設等での生活を継続できるようにしました(原則22歳の年度末まで)。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成額	23,637 千円	16,000 千円	11,030 千円

エ 児童家庭支援センター

児童養護施設に併設されている児童家庭支援センターにおいて、児童に関する家庭その他からの相談に対して必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導等を行いました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	3,061 件	2,856 件	2,437 件

※延べ件数

(4)学校等による子どもの教育支援(第7条第5項)

ア 子どもの学習支援

経済的な理由や家庭環境などにより、学習の手助けが必要な子どもを支援するため、子育て・福祉・教育など関係部署が連携しながら学習支援の取組を進めました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ひまわり教室参加児童生徒数	2,983 人	2,545 人	2,310 人

※実人数

イ 児童生徒・学生に対する就学の機会均等を図るための経済的支援

経済的理由によって就学困難な児童生徒や学生に対して、学用品費等の支給や修学資金の貸付を行いました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
就学援助制度援助者数	11,304 人	10,871 人	10,423 人
奨学金制度貸与者数	275 人	255 人	226 人

※実人数

(5)事業者における虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告(第8条)

ア いのちをつなぐネットワーク推進会議

住民が社会的に孤立することがなく、必要な支援につながるよう協力企業・団体により構築した、いのちをつなぐネットワークのリーフレットに、令和元年度から、「児童相談所虐待対応ダイヤル189」を記載しました。

イ 行政支援を必要とする住民に係る情報提供に関する協定

条例の施行を受け、高齢者・障害者・子ども等が行政支援を必要とする状況を発見、察知した場合に、本市等へ速やかに情報提供を行うとする協定を、令和7年度に、本市水道料金等徴収業務の受託事業者2社と締結しました。

5 情報の共有(第9条関係)

(1)通告受理機関における情報共有(第9条第1項)

児童虐待に関する情報については、「児童虐待対応連携マニュアル」に沿って、子ども総合センター、各区子ども・家庭相談コーナー及び学校・幼稚園・保育所等の間で適切に情報共有しました。

(2)市から転出先地方公共団体への情報伝達(第9条第2項)

ア 子ども総合センターから、転出先の市町村・児童相談所への引継ぎ

支援していた児童等が転居又は転出した場合は、転居先の住所地を所管する市町村若しくは児童相談所に対して、引継ぎを実施しました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子ども総合センターが引継ぎを実施した件数	56 件	49 件	57 件

※実件数

イ 保育所対応コーディネーター(保育カウンセラー事業)

令和元年度から、保育所対応コーディネーターが、保育所、子ども総合センター、区役所子ども・家庭相談コーナーとの連携を図り、市外転出、転入等について切れ目ない支援を行うために、情報のつなぎを行いました。

(3)市と警察の情報共有(第9条第3項)

ア 児童虐待が疑われる児童の情報共有

平成28年11月、児童虐待事案に迅速、的確に対応し、児童の安全を確保するために、福岡県警察本部、福岡県、福岡市、北九州市の4者で、「児童虐待が疑われる児童の情報共有に関する協定」を締結しました。

警察は、児童虐待が疑われる現場に臨場する前に、本協定に基づき子ども総合センターに過去の対応状況等について照会し、子ども総合センターは可能な限り情報を提供しました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子ども総合センターから警察への情報提供件数	184 件	191 件	141 件

※延べ件数

イ 子ども総合センターが受理した児童虐待事案の情報共有

平成30年11月、更なる連携強化を図り、児童の安全確保や必要な支援の実施につなげるため、福岡県警察本部、福岡県、福岡市、北九州市の4者で、「児童相談所が受理した児童虐待事案の情報共有に関する協定」を締結しました。

子ども総合センターから警察への情報提供については、「刑事事件として立件の可能性がある重篤な事案」となっていましたが、協定締結後は、

・頭蓋内出血、骨折、内臓損傷又は熱湯、たばこ、アイロン等による火傷がある事案

・一時保護が検討された案件

・虐待通告後、48時間以内に安全確認ができない案件

・虐待で一時保護、施設入所したものから家庭復帰する場合

などが対象となりました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子ども総合センターから警察への情報提供人数	303人	405人	311人

※延べ人数

6 虐待の未然防止(第12条・第13条関係)

(1)市民、関係機関等及び事業者と連携した虐待の未然防止の取組(第12条第1項、第3項)

ア 母子健康手帳の交付時の対応

母子健康手帳交付時に十分な時間を取り、個別に妊婦健診の受診勧奨や母子保健サービスの説明を行うなど、相談・支援の機会を提供しました。

特に支援が必要な妊婦については、妊娠中から保健師等が家庭訪問などを行い、安心して妊娠・出産ができるよう、継続した支援を行いました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
妊娠届出数	5,582 件	5,463 件	5,550 件

イ 両親学級の実施

夫婦が協力して出産・育児に取り組む大切さを学ぶため、沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親学級を開催しました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	33 回	31 回	32 回
参加者	1,086 人	1,020 人	1,135 人

※延べ人数

ウ こんにちは赤ちゃん！小児科訪問(ペリネイタルビジット)事業

妊産婦の育児不安を軽減するため、産前から産後間もない妊産婦とその家族が、育児について小児科医に何でも相談できるよう、産科医等が小児科医を紹介しました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
紹 介	754(753)件	722(718)件	517(507)件
指 導	693 件	671 件	493 件

※実人数。また、()は北九州市医師会分のみ。令和3年8月より福岡県助産師会が追加。

エ 産婦健康診査

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、概ね産後1か月以内の産婦に対する健康診査の費用を助成することで、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行いました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
産婦健康診査受診者数	5,110 人	4,939 人	5,063 人
産婦健康診査受診率	92.2%	93.3%	95.0%

オ 産後ケア事業

産後早期に家族等から家事・育児等の援助が受けられず、育児支援を必要とする母子を対象として、母子の心身のケアや育児のサポートを行い、産後うつ予防や育児不安の解消を図り、安心して子育てができる支援を行いました。

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
宿泊型	382人	460人	1,432人
通所型	1,047人	1,511人	2,195人
通所型(短時間)	796人	952人	911人
居宅訪問型	1,111人	1,173人	1,152人
合計	3,336人	4,096人	5,690人

※延べ人数

カ 多胎家庭支援事業

多胎児を育てる保護者の孤立感、子育ての不安感、負担感等を緩和するため、多胎育児経験者であるピアサポーターが多胎家庭を訪問し、相談対応や外出支援、多胎育児に関する情報提供等を行いました。

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
多胎家庭ピアサポーター訪問事業		18回	14回	17回
多胎家庭外出支援事業	登録世帯	17世帯	22世帯	22世帯
	利用回数	5回	10回	1回

キ 育児教室等の実施

乳幼児の食事・睡眠等の基本的生活習慣や、メディアとの付き合い方等、子育てに関する知識の普及を図るため、赤ちゃんの育て方や子どもの心と身体の発育など、育児に必要な知識を中心とした講義や交流会を取り入れた教室を開催しました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	266回	165回	108回
参加者人数	3,777人	1,983人	1,373人

※延べ人数

ク 食を通じた乳幼児等の健康づくり事業

乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、教室の開催及び相談を行いました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教室開催回数	18回	9回	6回

ケ わいわい子育て相談

心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援しました。

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
開催回数	116 回	113 回	113 回
参加者	363 人	358 人	340 人

※延べ人数

コ 妊産婦・乳幼児なんでも相談(再掲)

育児不安の軽減を図るため、市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的に実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行いました。また、講話などにより子育てに関する情報提供を行いました。

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
開催場所数	130 か所	130 か所	130 か所
参加人数	17,404 人	18,284 人	16,555 人

延べ人数

サ 養育支援訪問事業

個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな原因(ひとり親、親の心身の不調、望まない妊娠、経済的な問題、若年、多胎、多子、外国人等)で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行いました。

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
訪問件数	3,091 件	3,112 件	2,797 件

※延べ件数

※令和6年4月改正児童福祉法の施行に伴い、従来の「育児支援家庭訪問事業」を「養育支援訪問事業」として実施。

シ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、日常生活における負担を軽減し、児童虐待の予防を図りました。

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
派遣回数	150 回	365 回	692 回

※令和6年4月改正児童福祉法の施行に伴い、従来の「養育支援訪問事業(家事・育児支援:1歳未満まで)」、「ヤングケアラー支援訪問事業」を統合し「子育て世帯訪問支援事業」として実施。

ス 幼稚園・保育所等情報の積極的な提供

市民が幼稚園、保育所等を選択する際の有効な情報となるよう、ホームページの充実や、ガイドブックの作成などにより、積極的に施設の情報提供に取り組みました。

また、幼稚園、保育所等に通う子どもや保護者に対し、虐待防止に関する情報を、施設を通して提供しました。

セ 保育サービスコンシェルジュ事業

保育を希望する保護者等の相談に応じ、個別のニーズを把握したうえで、認可保育所のほか、一時保育や幼稚園預かり保育などの多様なサービスについての情報提供を行うため、各区役所及びウーマンワークカフェ北九州に「保育サービスコンシェルジュ」を配置しました。

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
対応件数	21,729 件	19,950 件	21,923 件

※延べ件数

ソ 保育サービスに関する情報提供の充実

市ホームページにて、さまざまな保育サービスや各保育所の概況及び各月の入所児童数等の公開及び市LINE公式アカウント上での保育所等の受入可能児童数の公開等、保育所入所希望者への情報提供の充実を図りました。

タ ひとり親家庭施策の周知

ひとり親家庭が利用できる制度や施設をまとめた「ひとり親家庭のガイドブック(携帯版)」を作成し、配布しました。また、養育費確保を促進するため、早い段階で必要な情報を提供できるよう、離婚届の受取り時等の機会に、必要な各種支援制度等の周知を強化しました。

さらに、ウェブ、新聞、情報誌、動画、支援カードの配布等、さまざまな方法でひとり親家庭に関する事業を周知しました。

チ 保育カウンセラー事業(再掲)

児童虐待の防止や早期対応、発達の気になる子どもへの支援等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが保育所等を訪問しています。児童のケアや保護者との対応について指導、助言するなど、保育所を支援するとともに、緊急事態等の発生時においては、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、心のケアに努めました。

また、保育士等を対象に虐待対応に関する啓発として、研修や、条例パンフレットの配布を行いました。

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
対応回数	210 回	267 回	169 回

(2) 幼稚園、保育所等関係機関に対する、専門的知識及び技術の提供等の支援(第12条第2項)

ア 虐待に関する研修の実施

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
専門職、行政関係者等による研修	9 回	8 回	5 回

イ 児童虐待に関する保育所支援報告及び気になる子どもに関する保育所支援報告

保育カウンセラー事業の中で、保育所における児童虐待の状況及び気になる子どもに関するアンケート結果について分析し、報告書にまとめました。

(3)乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診等の活用(第13条第1項)

ア 乳児家庭全戸訪問事業

4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスにつなげました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全戸訪問の割合	97.6%	97.1%	96.9%
訪問件数	5,463 件	5,219 件	5,121 件

※実件数

イ 妊産婦・乳幼児健康診査

妊産婦や乳幼児に対する健康診査等を公費助成することで、経済的な負担を軽減するとともに、健やかな育育を支援しました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
妊婦健康診査受診率	99.0%	98.4%	94.9%
産婦健康診査受診率	92.2%	93.3%	95.0%
4 か月児健康診査受診率	98.7%	98.8%	98.2%
7 か月児健康診査受診率	99.4%	99.3%	98.2%
1 歳 6 か月児健康診査受診率	98.3%	98.1%	97.0%
3 歳児健康診査受診率	98.7%	98.1%	98.6%

(4)乳幼児健診等の未受診等子どもの情報把握及び安全確認(第13条第2項)

ア 乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業

虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じました。

また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて保健指導を行いました。

さらに、未受診者のフォローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努めました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
フォローアップ支援者数	826 人	590 人	866 人

イ 厚生労働省「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」の実施

住民票を基に、乳幼児健診の未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていない子どもの情報を把握し、訪問して子どもを目視すること等により、安全確認を行いました。

ウ 未就園4歳児訪問事業

保育所や幼稚園などに通っていない未就園の4歳児を対象に、区役所の職員が家庭訪問を行い、児童や家庭の状況を確認するとともに、必要に応じ子育て支援についての情報提供を行うなどの支援を実施しました。

7 児童虐待防止推進月間(第14条関係)

児童虐待防止推進月間(毎年11月)における、関係機関等と連携した、適切な事業の実施
(第14条)

ア 児童虐待問題市民講座の開催

(11月21日 ウェルとばた12階 JK 研修室、YouTube 配信12月3日～1月31日)

開催日	講演テーマ	講師	参加人数
第1部	北九州市の児童虐待対策	子ども家庭局子ども総合センター 児童虐待対策担当課長	【講演会参加】 26人 【YouTube 配信視聴】 395回
第2部	子どもの虐待の理解と 対応～地域でできる 支援を考える～	福岡市子ども家庭支援センター 「はぐはぐ」 センター長 河浦 龍生	

イ 市政だよりへのトピックス記事の掲載(11月1日号)

ウ 北九州モノレール駅での啓発ポスター等掲示

エ 各区役所ロビー、市政テレビ、SNS 等での啓発動画放映、周知

オ 公営競技局との連携

- ① ボートレース若松及び小倉競輪場場内でのポスター掲示、パンフレット、ハンドブック配布
- ② ボートレース若松及び小倉競輪場場内ビジョンでの啓発動画放映
- ③ ボートレース若松11月分出走表へのオレンジリボンマーク、及び児童相談所虐待対応ダイヤル189掲載

カ 包括連携協定締結企業等の市内各店舗での啓発ポスター・チラシ掲示

株式会社サンリブ、イオン九州株式会社、株式会社西鉄ストア、株式会社ゆめマート北九州

キ 市立中央図書館、子ども図書館での啓発展示

ク 各区保健福祉課での周知・啓発

- ① 区役所子ども・家庭相談コーナーでのブース設置
- ② マスコットキャラクターやイベントを活用したPR
- ③ 講演会等の開催

ケ 小倉駅・黒崎駅周辺ライトアップ 等

8 早期発見及び早期対応(第15条・第16条)

(1)市民、関係機関等及び事業者との連携(第15条)

ア 児童虐待防止医療ネットワーク事業(再掲)

児童虐待の早期発見、早期対応につながる適切な実践が行われるよう、本事業の拠点病院に、児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等を行いました。

また、児童虐待が疑われる症例について、医師・看護師、警察、検察、児童相談所等が参加するケース検討会を開催するとともに、児童虐待の対応能力向上のための研修を実施しました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談対応件数	868 件	915 件	1,041 件

※延べ件数

イ 保育カウンセラー事業(再掲)

児童虐待の防止や早期対応、発達の気になる子どもへの支援等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが保育所等を訪問しています。児童のケアや保護者との対応について指導、助言するなど、保育所を支援するとともに、緊急事態等の発生時においては、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、心のケアに努めました。

また、保育士等を対象に虐待対応に関する啓発として、研修や、条例パンフレットの配布を行いました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対応回数	210 回	267 回	169 回

ウ スクールカウンセラー活用事業(再掲)

教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士・公認心理師を「心の専門家」として全ての中学校区(小学校126校、中学校63校)及び特別支援学校(8校)、市立高等学校に配置し、生徒指導上の諸問題等の解決を図りました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	50,706 件	54,150 件	61,428 件

※延べ件数

エ スクールソーシャルワーカー活用事業(再掲)

長期欠席(不登校)やいじめ等の児童生徒に係る課題解消や児童虐待の対応のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒への直接的な働きかけとともに家庭環境への働きかけなど、福祉的視点から支援活動を行いました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援対象児童生徒数	608 人	700 人	646 人

※延べ人数

オ 緊急一時保護事業

夫等によるDVや経済的な事情により、緊急に保護を行う必要のある母子について、関係施設にて一時的に保護し、生活と心の安定を図るとともに、自立に向けた支援につなげました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一時保護件数	22 件	29 件	21 件

※延べ件数

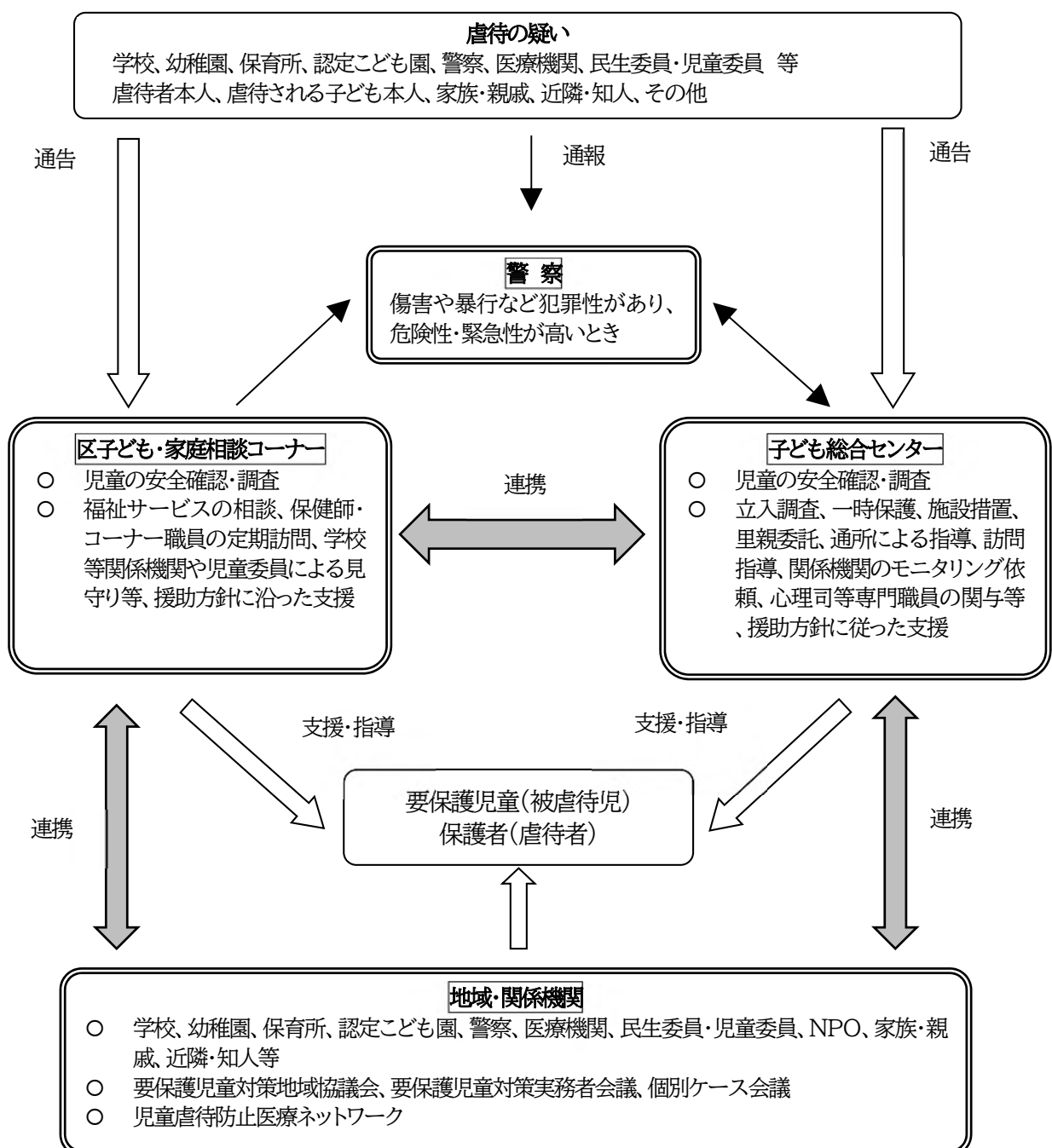
(2) 通告に係る対応

本市では、通告があった場合、「児童虐待対応連携マニュアル」に基づき医療機関、警察、学校、保育所等と連携して対応しています。

なお、調査にあたっては、通告内容のうち通告者しか知り得ない情報はあえて伏せて対応するなど、通告者が特定されない方法で行っています。

また、通告者の情報のみで虐待が行われていると断定的に対応しないよう心掛けるとともに、調査の結果、虐待が行われている恐れがないと認められた場合は、児童の通う学校や保育所等で経過観察とするなど、子どもや保護者に配慮しています。

児童虐待対応フロー図



ア 子ども総合センターにおける支援までの流れ

① 相談・通告の受付

虐待が疑われる児童を発見した者からの通告・相談を受けた職員は、必ず虐待通告受付票を作成します。

② 受理会議

所内で緊急受理会議を開き、緊急性の判断や介入方法等について検討します。

また、緊急に子どもの安全の確保が必要と判断した場合は、職権による緊急一時保護の実施を決定します。

③ 調査・安全確認

子ども総合センターの職員又は、子ども総合センターが依頼した者により、原則として48時間以内に子どもの安全確認を行います。

安全確認ができない状況であれば、警察署に援助要請を実施したうえで、立入調査などを行う場合もあります。

通告者が特定されないよう配慮しながら、児童本人や保護者に聞き取り調査を実施し、事実確認を行っていきます。

④ 援助方針の決定及び支援

調査結果に基づき、援助方針を決定し、その方針に従って児童及び家庭に対する支援を行います。

<支援の内容>

- ・来所によるカウンセリングや相談、助言
- ・児童福祉司や児童相談員等による継続的指導
- ・一時保護施設への入所
- ・児童福祉施設への入所や里親への委託

イ 区役所子ども・家庭相談コーナーの対応

子ども・家庭相談コーナーの職員が通告を受け付けます。その後の支援までの流れは、子ども総合センターと同様ですが、重度の虐待が判明した場合は、子ども総合センターに連絡・送致します。

9 虐待を受けた子ども等に対する支援(第17条・第18条関係)

ア 被虐待児心の回復支援事業

虐待を受けた児童など、心のケアや発達支援が求められる児童に対する支援の一環として、一時保護施設入所中の児童に対し、社会性と情動の能力、自己調整スキルを伸ばすことにより、暴力によらない問題解決のための対処スキルを身につけるためのグループワークである「セカンドステップ プログラム」を実施しました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学生	45 回	42 回	19 回
中学生以上	39 回	41 回	31 回

イ 家族のためのペアレントトレーニング事業

虐待の再発防止および発生予防を図るため、「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」「養育不安コース」の二種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術の習得等を図りました。

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
家族再統合コース	11 家族	13 家族	13 家族
養育不安コース	12 家族	9 家族	12 家族

10 北九州市子どもを虐待から守る条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第9条）

第2章 通告受理機関の機能の強化（第10条・第11条）

第3章 未然防止（第12条～第14条）

第4章 早期発見及び早期対応（第15条・第16条）

第5章 虐待を受けた子ども等に対する支援（第17条・第18条）

第6章 雑則（第19条・第20条）

付則

子どもには、生まれながらにして、その一人一人がかけがえのない存在として認められ、幸せに生きる権利があります。

子どもには、愛されて育つ権利、守られる権利、安心して自分の感情や思いを表現する権利があります。

子どもの権利を守るには、大人の支援が必要です。

子どもへの虐待により、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。

虐待に苦しみ、その痛みにもじっと耐え、誰かの助けを求めている子どもがいます。子育てに悩み、助けを求めている保護者もいます。

北九州市の全ての子どもが虐待から守られ、愛される幸せを実感して生きていくことができるよう、市民が一丸となって、子育て支援を充実し、子どもの命と育ちを守るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、市、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者、関係機関等及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子どもの心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 子ども 18歳に満たない者をいう。

（2） 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

（3） 虐待 保護者がその監護する子どもについて行う次に掲げる行為をいう。

ア 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。

ウ 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人によるア、イ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

エ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4） 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

（5） 通告 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による通告をいう。

（6） 通告受理機関 北九州市児童相談所設置条例（昭和38年北九州市条例第66号）第1条に規定

する児童相談所（以下「児童相談所」という。）及び北九州市福祉事務所設置条例（昭和38年北九州市条例第35号）第1条第1項に規定する福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）をいう。

（基本理念）

第3条 虐待は、子どもの生命、生存及び発達に対する権利を侵し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、何人も、決してこれを行ってはならない。

2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。

3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健全な成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し、必要な支援を行うものとする。

2 市は、虐待への対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。

3 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めるものとする。

4 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を支援するため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を行うものとする。

5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。

6 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

7 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

8 市は、子どもを虐待から守るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置その他の学校における組織的対応が可能となる体制の整備に努めるものとする。

9 市は、子どもを虐待から守るため、相談窓口の充実等によって、より相談しやすい環境整備に努めるとともに、必要な広報及び啓発活動を行うものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めるものとする。

2 市民は、子どもを虐待から守るために市が実施する施策に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 市民は、通告が子ども及び保護者に対する支援の出発点であることを理解し、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告をしなければならない。

4 市民は、市が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、子どもの養育に際して人権を尊重し、子どもの心身の成長及び発達を図るよう努めなければならない。

2 保護者は、市が行う子どもの安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。

（関係機関等の責務）

第7条 関係機関等は、虐待を防止するよう努めるものとする。

2 関係機関等は、市が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めるものとする。

3 関係機関等は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の解除により子どもが地域に戻ってきたときは、その子どもが安心して、かつ、安全に生活できるよう支援し、及び見守るよう努めるものとする。

4 児童養護施設は、その専門性を生かし、子どもの抱える家族との関係性の問題等の解決のために、地域社会と連携しながら、子ども及び保護者への支援に努めるものとする。

5 学校その他の教育機関は、子どもが教育を受けられるよう環境を整え、現に教育を受けられない子どもがいた場合は、教育を受けられるよう必要な対応を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、はいかいしている子どもへの声かけを行うなど、虐待の兆候の把握に努めるとともに、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、通告をしなければならない。

(情報の共有)

第9条 市は、虐待の防止等のため、虐待が行われた、又は行われるおそれがある場合は、その旨の情報を通告受理機関において適切に共有するものとする。

2 市は、虐待を受けた、又は受けるおそれのある子ども及び保護者に対する支援の途中でこれらの者が市外に転出する場合は、転出先の地方公共団体へ当該支援の継続に必要な情報を書面等で、緊急性が高い場合は対面等で伝達し、必要な支援を途切れさせないために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、虐待を受けた子どもに係る情報について、警察との適切な共有に努めるものとする。

第2章 通告受理機関の機能の強化

(児童相談所の機能の強化)

第10条 市は、児童相談所において虐待を早期に発見し、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を適切に行うことができるよう、必要な体制の整備及び人材の確保に努めるとともに、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を受けさせることにより人材の育成に努めるものとする。

(福祉事務所の機能の強化)

第11条 市は、福祉事務所において虐待を早期に発見できるよう、必要な体制の整備及び職員の研修に努めるものとする。

第3章 未然防止

(虐待の未然防止)

第12条 市は、虐待の未然防止に当たり、市民、関係機関等及び事業者と連携して子ども及び保護者に対する子育てに関する支援を充実させるよう努めるとともに、保護者に対し、情報の提供及び相談に係る取組を適切に行うものとする。

2 市は、小学校就学前の子どもへの虐待の未然防止に当たり、幼稚園、保育所その他の子育てに関する支援を行う関係機関等に対し、専門的知識及び技術の提供その他の必要な支援を行うとともに、より有効な支援の在り方についての調査研究及び検証を行うよう努めるものとする。

3 市は、予期しない妊娠など親になる準備の不足や出産後の予測できない事情に起因する虐待の未然防止に当たり、関係機関等と連携し、妊娠、出産及び育児に関する相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行うよう努めるものとする。

(乳児家庭全戸訪問事業等の活用等)

第13条 市は、虐待の未然防止に当たり、関係機関等と連携し、児童福祉法第6条の3第4項の乳児家庭全戸訪問事業並びに母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条第1項及び第13条第1項の健康診査その他の乳幼児に対する健康診査(以下「乳幼児健診等」という。)を活用するとともに、より有効な活用のあり方についての調査研究及び検証に努めるものとする。

2 市は、虐待の未然防止に当たり、乳幼児健診等の未受診、幼稚園への未就園、保育所への未入所、小学校等への不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、安全を確認できていない子どもの情報を把握

し、当該職員をして速やかに子どもを目視させること等により、当該子どもの安全の確認に努めるものとする。

(児童虐待防止推進月間)

第14条 市は、市民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。

2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。

3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等その他虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第4章 早期発見及び早期対応

(早期発見のための環境整備)

第15条 市は、虐待を早期に発見できるよう、市民、関係機関等及び事業者との連携を十分に図るものとする。

(通告に係る対応)

第16条 市は、通告があった場合は、直ちに虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該通告に係る子どもを直接目視することを基本として、面会その他の方法により、当該子どもに係る法第8条第1項又は第2項に規定する安全の確認を行うための措置（以下「子どもの安全確認」という。）を行わなければならない。他の地方公共団体で支援を受けていた子ども及び保護者について当該地方公共団体から当該支援の継続に必要な情報の伝達を受けた場合も、同様とする。

2 市は、子どもの安全確認を行う場合は、法第10条第1項及び第2項の規定により、必要に応じ迅速かつ適切に警察の援助を求めなければならない。

3 市は、子どもの外傷又は身体若しくは精神の衰弱の状態から虐待が疑われるとの見解を医師等の専門的知識を有する者から受けた場合は、その見解を最大限尊重し、子どもの安全確認を徹底しなければならない。

4 市は、通告をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。

5 市は、通告の対象となった子どもに関し虐待が行われているおそれがないと認めた場合において、当該通告により心理的外傷その他の影響を受けた子ども及び保護者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第5章 虐待を受けた子ども等に対する支援

(専門的な治療、心理療法等の支援)

第17条 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようにするため、関係機関等と連携し、当該子どもに対する支援を行うよう努めるものとする。

(虐待を行った保護者に対する指導及び支援)

第18条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた子どもとの良好な関係の再構築及び虐待の再発防止のための指導及び支援を行うものとする。

2 保護者は、前項の指導及び支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

第6章 雑則

(財政上の措置)

第19条 市は、子どもの虐待を防止するための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市長の報告)

第20条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参考 北九州市子ども基本条例

北九州市議会の令和6年12月定例会において、議員提案による「北九州市子ども基本条例」が可決されました(令和7年4月1日施行)。

この条例は、市、保護者、施設関係者、事業者及び市民等の責務並びに子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもの権利の保障等を定めることにより、全ての子どもが心豊かな生活を送ることができるまちの実現を図り、もって市民福祉の向上に寄与することを目的としています。

1 条例の構成

第1章から第4章で構成されており、第2章では、「子どもにとって大切な権利」を掲げ、第3章では、「子どもの権利の保障」として、市や保護者、施設関係者等による努力義務などが規定されています。

第1章 総則

① 目的 ② 定義 ③ 責務等

第2章 子どもにとって大切な権利

④ 子どもにとって大切な権利 ⑤ 安心して生きる権利 ⑥ 自分を守り、自分が守られる権利
⑦ 自分らしく生きる権利 ⑧ 心豊かに育つ権利 ⑨ 社会に参加し、意見を表明する権利

第3章 子どもの権利の保障

第1節 子どもの権利の保障のための努力義務

⑩ 子どもの権利侵害の救済 ⑪ 子どもの意見表明等 ⑫ 子どもの権利の周知啓発等
⑬ 相談への対応 ⑭ ヤングケアラーに対する支援 ⑮ 性的指向等の多様性についての理解等

第2節 生活等の場における子どもの権利の保障

⑯ 家庭における権利の保障 ⑰ 施設における権利の保障 ⑱ 地域における権利の保障

第4章 子どもの健康及び成長発達のための取組

⑲ 市の取組 ⑳ 受動喫煙をさせないための配慮
㉑ 支援を必要とする子ども等への理解及び支援 ㉒ 子どもの健全な成長に必要な食育等

2 虐待に関する規定

この条例では、「安心して生きる権利(第5条)」の一つとして、差別、いじめ、虐待、体罰、性的搾取、放置等によって心身を傷つけられないことを保障されなければならないと定めています。

また、子どもの権利の保障にあたり、「相談への対応(第13条)」として、児童相談所職員の職務遂行における教育委員会、警察等の関係機関との連携や、専門資格を有する者の確保や専門性の向上について努めることなどが規定されています。



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

虐待かな？

と思ったら

児童相談所 虐待対応ダイヤル

いちやくく

189

北九州市

子どもへの体罰は法律で禁止されています。